

を行った結果、きわめて厳しい社会情勢ではあるが、市長はじめ市議会議員各位の今後の活躍をさらに期待し、次のとおり報酬額等及び実施時期について決定を見たので、ここに本答申を行うものであります。

一、市議会議員の報酬額——先ほど申し上げた数字です。
二、市長等常勤特別職の給与額——先ほど申し上げた数字です。
三、実施時期——本改正に当たる改定は昭和五十一年四月一日から実施すること。

四、その他——本答申を行うについては、二十種類に及ぶ資料と、四カ月にわたる長時間を要する中で検討して決定したものであるが、結果としては、議員諸氏、理事者におかれましては、その重職に対する所業といたしましてはまことに不満足なものと思いますが、たびたび申し上げますように、現下の情勢と住民感情、あるいは今後の円滑な行政運営に対する影響等を十分考慮したものでありますので、諸般の情勢を御賢察くださりまして、なお一層の努力に

よりその職務を遂行されますよう期待いたします。

終わりに本答申に対する市民の深い理解を心から望むものであります。

これが昭和五十一年四月二十一日、福生市特別職等報酬審議会会長中村国太氏から福生市長石川常太郎に出された答申でございます。

第二点目の見送ったかどうかという、先ほどの答申の中にもございましたけれども一名でございます。

それから市長の退職金へのはね返りはどのくらいになるかということでございますけれども、四十一万八千円でございます。

○二番(松山 清君) 市長にお伺いいたします。

審議会の皆さんで長時間かけて結論を出されたと思うが、その点についてはそれは結構だと思うが、市長は五月で任期が切れ、四選されましたが、四月一日にさかのぼって実施されますと四十一万何加しかが退職金にはねかえり、増額されるわけです。いまインフレや不況の中で

住民が大変苦しんでいる。それと同時に市の財政危機の中で住民に
対する要望を実現する上でなかなか困難な状況にある。こういう
中で単に一つの文字だけで、この四月を七月にすればそういう問題はな
いわけですが、四月としただけでも四十一万何かしかの退職金へのはね
返りになって、市長自身の所得になるが、こういうことに対して市長
は市民の置かれてある状況を考え、心苦しきというものは全くありま
せんか。当然だと思っていますか。

○市長(石川常太郎君) 私もしも御意見を伺うまではね返りがよけい
になるというようなことは気がつかなかったが、私のために議員の先生方
や、三役、教育長がおくれるということは私はまずいと思うんです。
気がとがめなかいということでございますが、これはやむを得ないと思いま
す。

○二番(松山 清君) やむを得ないというのは当然だというふうにお感じに
なっているのだと思うが、こういうことは私みたいなものでも条例をちやう
と見ればずい分かるわけです。担当者は十分承知だと思うが、市

長自身もつとそういうことを考えるべきではないかと思う。四十万円と
いうのは大金で、退職組合との関係になります。負担を一般財源から
財源措置がされるわけである。四月を七月にすればそういうものかなく
なるわけで、市長自身としてそういうことをする気があるかどうか。

○市長(石川常太郎君) 私はただかなくてもいいのですが、私だけ上げな
いということにはきざでございまして、よけいにもうより私はきざと言
われるのかいやでございしますので……(発言する者多く、聴取不能)

○二番(松山 清君) 市長自身でこういう答申がいやだというなら本当
にやめなさい。自分からそういつていただいているのなら……(発言す
る者多く、聴取不能)

○市長(石川常太郎君) 私が遠慮したら皆さんも全部そうなると思
う。ですから私は遠慮なくちようだいいたしましたして、そのかわりいた
いたならよけいに働きます。私は市長の職責というのは本当の評価
をいたすならば、五十万円や六十万円では安いと思う。もつといた
きたいくらいでございます。私は金ではないと思っています。どうぞひとつ

私の申し上げることを世間に吹聴していただいて結構でございます。

(発言する者多し)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○八番(山崎良之助君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。四議案については、議会運営委員会では付託となっておりますが、この際本日即決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) ただいま山崎良之助君から所定の賛成者を

得て、本四案は本日即決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本四案は即決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(貫井喜代次君) 起立多数であります。よって本四案は本日即決

することに決定いたしました。

この際討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については会議規則第五十一条の規定に従い、まず反対者から発言願います。二番松山 清君。

(二番松山 清君登壇)

○二番(松山 清君) 議案第四十、四十一、四十二、四十三号について反対討論をいたします。

まず初めに、当議案は議会運営委員会で全員一致で総務委員会に付託することが決定し、議会運営委員会決定資料として委員会付託件名表が議員の皆さんのお手元に配付されております。このような議会運営委員会の決定をまず尊重することは、議会運営の本筋であろうと私は考えます。この案件を即決にするなどの御意見に対して私はまず糾弾するものです。

さて、地方議員の報酬に対する基本的な考え方について述べますが、地方議員が地域住民の要求に沿って地方自治の発展に寄与するためには、議員が日常的に調査、研究、又、住民と接触し、活動に専念しなければなりません。そのために十分な議員活動が保証されることは必要であります。報酬などの問題で一定の資産のある者以外は議員になることがためられるというようなことがあつてはなりません。以上のような点で、私は議員の報酬について低ければ低いほどよいといううな見地に立つものでもございません。

しかし、当市においては多くの方々がそれぞれ別の職業を保持していると同時に、当市の地方議員の歴史的制約のもとで、いまだ名誉職的な存在になっていると見られる点がないではありません。このような中で議員の報酬を決めるとするならば、私は広く市民全体の意見をよく聞き、又、議会でも委員会に付託をし、慎重に審議をする、これが最低限必要なことであります。しかるに今回は即決でこれを決めようとしていることはまさに重大問題であります。

又、現在地方財政危機の中で、福祉など住民要求がなかなか解決されずにおることは御承知のとおりであります。市内の中小業者においてても不況とインフレの直撃を受けております。又、労働者も物価高と低いベースアップで大変生活が困難になっております。生活保護者などは最も深刻であります。このような事態にある中で、住民は行政にその対策の強化を最も求めておりますが、これがなかなか解決できないでおり、新しい財源を必要とする報酬値上げは行いうべきではありません。

次に、市長、助役、収入役、教育長などについての給与の値上げであります。いま最も求められているのは、これら市の最高責任者の皆さんが、住民の福祉向上と生活の安定対策などをどのように実現していくのかという問題であります。しかるに今年度の予算においても保育料金の大幅値上げをはじめ、又、福祉などの補助金などを据え置き、住民に大きな負担をさせる予算を編成し、決定しました。このような地方財政危機の中で住民に冷たく、みずからの給与のみを値上げする

ということは私は許せません。特に市長においては、五月に四年間の任期が切れ、四選されましたが、前任期までさかのぼって値上げをするなどとはとんでもないことであり、この四月からの値上げによって市長は退職金を四十一万円ほど増額されることになりました。市民の不況、インフレの中での苦しみをかえりみず、このような不当をすることはまさに住民不在の何ものでもありません。

今回の値上げ四案により新しい財源負担は八百五十万円に上りますが、これをたとえば四月から三百円の値上げをされた学校給食費に補助金として支出されるならば、四千五百人の児童に毎月百五十円の補助を実現することができる財源になり、値上げを半分に押さえることができ、実現するものです。私はこのような歳費の値上げに回す財源があれば、学校給食費などの補助に回すことを強く主張するものです。

以上のようなことを述べてまして、簡単ではありませんが、私の今回の議案第四十号、四十一号、四十二号、四十三号についての反対討論といたします。

○議長(貫井喜代次君) 次に賛成者 二十二番末次性男君。

(二十二番末次性男君登壇)

○二十二番(末次性男君) 賛成討論を行います。

ただいま上程されております報酬等改正案につきまして、本年一月二十三日理事者より報酬等審議会に諮問され、自来、同審議会は七回にわたり、終始公正なる立場で、しかも現下の諸情勢を熟慮しながら、慎重に審議加なされた結果、理事者に答申がなされました。その答申とおりで本案は提出されたわけでありまして、私は審議会委員の御苦労に對しまして、深甚なる敬意を表すると同時に、本案が答申にのっとりましてきわめて妥当な線であることを考え、賛成するものでございします。

この際一言つけ加えますが、過去において本案同様の案件に對し、その都度反對してきた諸君が、決定した報酬を平然として受け取っているその心情が私には全く理解に苦しむところであります。(拍手)世の中には慈善団体もたくさんありますので、反對した差額だけは御寄付なさったらいかがかと、老婆心ながらお勧めするものであります。

以上をもって賛成討論といたします。(拍手)

○議長(貫井喜代次君) 以上で討論を終わります。

これより四議案について起立により採決いたします。
お諮りいたします。

本四議案については、原案とおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(貫井喜代次君) 起立多数であります。よって議案第四十号、

議案第四十一号、議案第四十二号、及び議案第四十三号の四議案はそれぞれ原案とおりに可決いたしました。

○議長(貫井喜代次君) この際報告事項がありますので、事務局長をして報告いたさせます。

(古谷議会事務局長報告)

一 追加議案の送付について(別添参照)

○議長(貫井喜代次君) 以上で報告は終わりました。

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

市長から新たに二件の議案が提出されましたが、この際本件を本日の日程に追加したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十九号及び議案第九十号の二件は本日の日程に追加することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第五議案第四十四号 福生市消防団条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(環境保全課長 八木房雄君登壇)

○環境保全課長(八木房雄君) 御指名をいただきまして、議案第四十四号

福生市消防団条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由並びに内容につきまして御説明を申し上げます。

今回、非常勤の特別職の職員の報酬の額の改正に伴いまして、消防団員の報酬の額を改正しようとするものであります。今回の平均アップ率は非常勤職員の報酬の額にならひまして、最低のアップ率が団長の八%、最高が団員のアップ率で一五・二%と相なっております。

それでは内容について御説明申し上げます。

まず第十二条中、十一万円を十一万八千八百円に改正するものにつきましては、これは団長でございます。以下副団長が八万五千円を九万二千百円に、分団長が六万円を六万五千六百円に、副分団長が四万円を四万四千百円に、部長三万五千円を三万九千円に、班長二万五千円を二万八千百円に、団員一万七千円を一万九千六百円に改めようとするものでございます。附則として、公布の日から施行し、五十一年四月一日から適用しようとするものでございます。

はなはだ雑駁な説明でございましたが、慎重審議いただきまして、

原案どおり御決定くださるようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二番(松山 清君) 前回の消防団のときにもいろいろ問題が出たわけですが、秋川とか青梅とか近隣の状況は前回以後全く変わっておりますか。

○環境保全課長(八木房雄君) 自席からお答えいたします。

秋川市、青梅市につきましては変わっておりますが、団員の方におきましては、青梅市、羽村町が若干上回っておりますので、今回それらも勘案して改正について十分留意したつもりでございます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○八番(山崎良之助君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第四十四号につきましては、議会運営委員会では付託となっておりますが、この際本日即決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) ただいま山崎良之助君から所定の賛成者を得て、本案は本日即決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって本日即決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第四十四号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第四十四号は原案どおり可決いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第六及び日程第七の二案を一括して上程いたします。

日程第六議案第四十五号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する

条例

日程第七議案第四十六号 福生市都市計画税条例の一部を改正する

条例

以上二案を一括して議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(税務課長 島田 猛君登壇)

○税務課長(島田 猛君) ただいま上程されました議案第四十五号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例、議案第四十六号福生市都市計画税条例の一部を改正する条例、以上二案につきまして提案理由と改正内容について御説明を申し上げます。

市街化区域農地すなわちA・B農地につきましては、緊急に宅地化を促進するという土地政策上の要請、又、周辺宅地との税負担の均衡を図る見地から、昭和四十八年度以来、宅地並み課税方式が採用され、段階的に課税の適正化措置が講じられてまいりました。一方地域の開発

や都市施設整備、区画整理事業等が全国的に見まして当初の予想よりはるかにおくれていることから、都市農業及び緑地保全との調和を図るため設けられました生産緑地制度の運用も円滑に行われていない等、課税上適正化の問題もありますので、このような状況下でA・B農地につきまして生産緑地制度の適用要件の実情に即して緩和し、責極的に活用するために今回改正公布されました地方税法では、A・B農地で五十三年度までの三年間耕作の用に供するもので、一定基準のものにつきましては、固定資産税と都市計画税を減額する制度が創設されました。そこで市税賦課徴収条例及び都市計画税条例について関係条文を整備する必要が生じたので、ここに御提案申し上げた次第でございます。

以下、改正内容について御説明を申し上げます。

まず最初に、市税賦課徴収条例の一部改正関係でございますが、附則第十五条の四、これはA・B農地について固定資産税を減額するための新設条文でございます。そのうちの第一項は五十一年度から五十三年度までの三年間のA・B農地の固定資産税については、地方税法施行令附則第

十四条の五各号による土地区画整理事業の完了地区で、連反地積が〇・一五ヘクタール以下のもの、その他の地区では一反の市街化区域農地の連反地積が〇・一ヘクタール以下のものを除いて、現在耕作の用に供し、二項の申告のあった日の属する年の一月一日から引き続きまして、三年以上農地として保全することと望ましいと認められたものに対しては、その年の四月一日を初日とする年度以降の各年度、括弧として、減額対象農地に該当しない地課税との差額の七〇％を減額しようとするものでございます。

二項は、一項の適用を受けようとするときは、その土地の所有者は毎年一月三十一日、ただし五十一年度又はA・B農地につきまして新たに規定が適用されることとなる年度のときは七月三十一日までに市長に申告した場合に限り適用するという事項でございます。

三項は申告があった場合、市長は申請にかかる農地の減額可否について、農地課税審議会の答申において決定しなさいという条項でございます。

います。

四項では、三項による審議会の議を経て答申されたものを決定したときは、その旨を関係申請者に通知するように規定したものでございます。五項は、減額対象農地が減額後に耕作の用に供しなくなったとき、又は、その他減額の対象農地でなくなったときは、その土地の所有者はすみやかにその旨を市長に申告しなければならないと義務づける規定でございます。

附則におきまして、第一条では本改正条例の施行日を公布の日からとし、第二条におきましては、減額対象農地制度の適用を五十一年度分からとし、五十一年度以前の分については従来どおりということでございます。

次に都市計画税条例の一部改正関係について申し上げます。本条例は、市税賦課徴収条例と同様に減額対象農地関係につきまして、項目を新設するために現行の五項以下を一項ずつ順次繰り下げ、附則第四項の次に五項を新たに設け、附則第五項では、ただいま市税賦課徴収条例の一部改正条例の中で御説明を申し上げましたのと同じよ

うに、都市計画税におきましては減額できるようにするために、市税条例附則第十五条の四を読みかえて準用しようとするもので、考え方、取り扱い等はすべて固定資産税と同様であります。ただ固定資産税におきましますA・B農地に関する税額の算出の基礎となる額は評価額の二分の一であります。都市計画税におきましては御承知のように税額の算出のもととなる額は評価額であり、この点が変わるだけでございます。

附則につきましては、一号で本改正条例の施行は市税賦課徴収条例と同じように公布の日からとし、二号では減額については五十一年度からの適用とし、五十一年度分までについては従前の例によるものがございます。

なおこの二案の改正による減額分につきましては、通常の査定額に比べまして固定資産税で約千四百六十万円、都市計画税で四百二十万円、あわせまして千八百八十万円程度の減収と想定しております。

何とぞ慎重御審査を賜りまして、原案について御可決くださるようお願いを申し上げ、市税賦課徴収条例と都市計画税条例二案の一部改正